

【HP掲載文言】

新型コロナウイルス感染拡大防止のための期日の実施について（5月18日以降）
（札幌高等裁判所）

札幌高等裁判所においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための期日取消等について、既にお知らせしているところですが、5月16日以降も北海道は特定警戒都道府県とされたことから、5月18日以降に実施される予定である民事事件、行政事件の期日等についても、次に掲げるとおり、優先的に処理すべき事件から行うこととします。

なお、裁判所に提出される文書の受付業務は通常どおり継続しておりますし、郵便により提出された文書も受け付けています。

● 5月18日以降実施する主な業務

【民事事件・行政事件】

- ・ 裁判官が早急に実施すべきと判断した事件の判決言渡期日、和解期日、弁論終結期日の実施
- ・ ドメスティックバイオレンス事件、その他裁判官が早急に判断すべきと判断した事件
- ・ 電話会議、ウェブ会議又は書面による準備手続によって進行可能な争点整理期日の実施（実施可能なものに限る）